

東シナ海・南シナ海沖合無人島嶼に対する中国の認識と管轄権行使／不行使の経緯



田澤 佳昭
(東京未来大学准教授)

はじめに

- 1 18世紀前半までの南シナ海・東シナ海沖合無人島嶼
- 2 18世紀後半から19世紀における南シナ海・東シナ海沖合無人島嶼認識の精緻化
- 3 日本の民間人による尖閣諸島・東沙島の探検と開発に対する清国の対応
- 4 日本の民間人による南シナ海・東シナ海沖合無人島嶼開発に対する沿岸国の対応

おわりに

はじめに

中国は現在、南シナ海のスプラトリー諸島（中国名：南沙群島）、パラセル諸島（中国名：西沙群島）、マックレスフィールドバンク（中国名：中沙群島）のスカーボロー礁（中国名：黄岩島／民主礁）、東シナ海の尖閣諸島（中国名：釣魚島及其附属島嶼）など、沖合無人島嶼の領有権を主張して周辺諸国と対立している。中国は、南シナ海や東シナ海の沖合無人島嶼に関して自国の領土と古来認識してきたと主張するものの、それを十分に立証できているとは言い難い。本論では、中国が古来、南シナ海・東シナ海の沖合無人島嶼について、どこまで詳知していたのか、また領有権を主張するだけの管轄権行使の義務を中国がどの程度果たしてきたのか、検証していくことにする。

1 18世紀前半までの南シナ海・東シナ海沖合無人島嶼

(1) 沖合無人島嶼の個別詳知・命名

中国が、沖合無人島嶼について自国の領土と古来認識してきたと主張する根拠に、他国より早く、島嶼を発見・命名・利用してきたことがあげられている。そもそも島嶼の発見・命名だけで国際法上の領土の取得権原を満たすことにはならないが、中国が「発見」を主張できるほど、これら島嶼について熟知していた記録はない。

例えば、南シナ海の沖合無人島嶼は、漢代の82年から船を座礁させる「磁石」や「珊瑚洲」として発見され、「焦石山」、「象石」、「九乳螺洲」、「(萬里)石塘[床]」、「(千里)長沙」、「七洲」、「萬生石塘嶼」などと命名されたといわれるが¹、個別の島嶼名の記載は一切なく、群島の範囲や区別の認識さえ曖昧なものであった。これら群島に個別の島名が付されて、明確に認識されるようになるには、18世紀後半から19世紀のイギリス東インド会社や英国海軍による測量と水路誌刊行を待たねばならない。

一方、東シナ海の沖合無人島嶼は、明代の冊封使、陳侃の『使琉球録』(1534)以後、個々の島名が記載されるようになってきているのは確かである²。しかしながら、同書の巻上「使事紀略」には、福建省の人々が琉球国までの海路を熟知しておらず、琉球国からの進貢船の到着を喜んで明記されており、尖閣諸島に関する情報源が琉球国であった、と判明している³。

このように中国の沖合無人島嶼の認識は、自国の情報源のみでは群島の境目さえもわからない曖昧なもので、熟知するには、他国の「発見」した情報に頼らざるをえなかったといえる。

1 韓振華・他編『我国南海諸島史料匯編』北京、東方出版社、1988年など。

2 「釣魚嶼」を記載したもっとも古い文献として『海道針經』の「順風相送」(1403)を挙げることがある。しかしながら、同書は、オランダ人が長崎に居住している[長岐港、即籠仔沙機、有佛郎番在此。(向達校注『兩種海道針經』中華書局、1961年、99頁。)]と女澳内浦港の項に記されているので、長崎が開港した1570年以後の刊行と考えられる。(内田晶子「向達校注『兩種海道針經』中の「順風相送」について—16世紀における中国商船の針路」『南島史学』、第25・26合併号、1985年9月、98～114頁。いしみのぞむ「尖閣釣魚列島雜説四首—第三 順風相送は琉球人の航路だった」『純心人文研究』第19号、2013年2月、200～207頁。)したがって、陳侃の『使琉球録』(1534)以前に「釣魚嶼」を記載した文献はみつからない。

3 奥原敏雄「動かぬ尖閣列島の日本領有権—井上清論文の「歴史的虚構」をあばく」『日本及日本人』昭和48年新春号[no.1515]、1973年1月、68～70頁。原田勇雄『尖閣諸島—冊封琉球使録を読む』榕樹書林、2006年、29～32頁。いしみのぞむ『和訓淺解 尖閣釣魚列島漢文史料』長崎純心大学比較文化研究所、2013年、14～16頁。

(2) 沖合無人島嶼に対する公共財負担の有無

(a) 尖閣諸島・スプラトリー諸島

中国が沖合無人島嶼に対し、管轄権を古来有していたと主張するのであれば、航路の安全を守るための水路測量や巡視、航路標識・燈台設置などの「公共財」に対する“負担”の義務を負っていたことになる。何らかの権利を主張するのであれば、相応の義務を負わねばならない、ということは自明の理である。

尖閣諸島に関しては、鄭若曾『籌海圖編』(1562)の「福建沿海山沙圖」に「釣魚嶼」、「黄毛山」、「赤嶼」が記載されており、これを釣魚嶼(魚釣島)、黄尾嶼(久場島)、赤尾嶼(大正島)とみて、これら島嶼を明代に海防管轄範囲に組み入れていたと解釈する説がある。だが、明国の駐屯地や巡視範囲は海岸より数キロメートル以内であったことが、同書の記載などからも明らかであることから、尖閣諸島は明国の海防管轄範囲外であったとわかっている⁴。

その他、近代以前に、大陸沿岸から大きく離れている尖閣諸島やスプラトリー諸島に対する沿岸国の公共財負担は、一切なかった。さほどの経済価値も生み出さず財政を圧迫するばかりの沖合無人島嶼の公共財負担は、たとえ自国の管轄権を放棄しているとみなされることになろうとも、避けたかったのであろう。

(b) パラセル諸島

中国では南シナ海の大陸沿岸部に近いパラセル諸島について、北宋代に海洋巡視の水軍を設置し、同部隊が「九乳螺洲」を通過したという『武經總要』(1043)の記録⁵をもって、11世紀半ばに西沙群島(パラセル諸島)の巡視を行っていたと解釈する説⁶がある。「九乳螺洲」の地名比定も曖昧だが、九乳螺洲を巡視していたという明確な記載があるわけではないため、はっきりしない。

また『元史』巻48の「四海測驗」に、北緯15度の「南海」で測量し

4 いしみのぞむ「尖閣釣魚列島雜説七篇」『ことばと人間形成』の比較文化研究』長崎純心大学共同研究報告書、2013年3月、29～74頁所収、51～69頁。

5 曾公亮・他撰『武經總要』明金陵書林唐福春刻本、前集卷21、16葉。

6 韓『前掲書』(註1)37～38頁。

たとの記載⁷があることから、13世紀後半に北緯15度46.4分から17度7.0分に位置する南シナ海の西沙群島で測量を行なったとする説⁸がある。しかしながら、「四海測驗」の「四海」は、「天下」の意で、「海」を表しているわけではなく、列記された他の測量地も陸地である。また、経度の記載がないことから、クアンガイなどのベトナム沿岸で測量されたとも考えられ、パラセル諸島における測量とまでは断定できない。

さらに、清国で1710～12年に広東水師副将をつとめた呉陞の説明文に「七州洋」を通過したという『泉州府志』(1870)の記載⁹があることから、「七州洋」をパラセル諸島周辺とみて、清国が18世紀初に西沙群島の巡視をしていたとする解釈¹⁰がある。但し、これも瓊州までの道程の説明と考えられるもので、はっきりしない。

たしかにパラセル諸島と思われる沖合無人島嶼群について記した中国の文献は少なくないが、管轄権を有していたことを示す公共財負担について事実認定できるほどのものは見当たらない。そのため「千里長沙萬里石塘」を海南島が治めていた、とだけ記した郝玉麟『廣東通志』(1731)の記載も、前記の『武經總要』や『元史』の曖昧な記述を裏付けのないまま、まとめたものとも解せる。中国の歴代王朝が、18世紀前半までに、パラセル諸島の公共財を負担したことを明確に立証する記録は、まだみつかっていない。

(c) 公共財負担の一形態としての東沙島の「天后廟」¹¹

東沙島は、北緯20度43分、東経116度42分に位置する南シナ海の珊瑚礁島である。東沙島は、現在でこそ中国領とされ、中華民国(台湾)が実効支配しているが、南シナ海の他の沖合無人島嶼と同様、古来詳知されていたわけではなく¹²、公共財の負担も20世紀になるまでみられな

かった。18世紀前半の清国で、「南澳汽」、「汽」¹³や「東沙」¹⁴と個別名称で呼ばれるようになったものの、明確な主権行使がなかったとして、20世紀初めに日本の民間人、西澤吉次が上陸、開発を始めた。

だが東沙島には、西澤の開発以前に「天后廟」があったと判明した。この天后廟が、いつ建てられたものか、記録もなく不明であるが、「天后廟」は、濱下武志によれば、元代以降、民間の海神である「媽祖」に皇后の爵位を与えることによって、これを皇帝の下の位階秩序に組み込み、政治的統治を拡大しようとしたものであるという¹⁵。天后廟は他国の領域にも建てられるものなので、天后廟のある場所すべてに中国皇帝の政治的統治が及んでいた、と言えるものではない。しかしながら、沖合無人島嶼のように、管轄権の曖昧な土地に建てられた天后廟にかぎってみれば、国家による公共財負担の意思を明確にしたものと考えられ、統治の明確な証拠となりうる。1909年に東沙島は清国領とはっきり確認されたが、その際には、天后廟の存在もきちんと確認されている。(後述)

尖閣諸島、パラセル諸島、スカーボロー礁、スプラトリー諸島のいずれにも天后廟はなく、その記録さえもみつかっておらず、元代以降、東沙島以外に政治的統治を拡大しようとした形跡はない。また、中国が領有権を主張する沖合無人島嶼の中で、18世紀前半までに他国よりも早く関心をもって個別の島嶼を詳細に把握しようとしたのも、東沙島を除いてなかった。中国が18世紀前半までに、東沙島以外の沖合無人島嶼に対し、管轄権を有する国として、その責務を果たす意思があったことを、国際法上、立証するのは難しい。

2 18世紀後半から19世紀における南シナ海・東シナ海沖合無人島嶼認識の精緻化

(1) 尖閣諸島

(a) 18世紀後半の欧米における尖閣諸島の認識の精緻化

7 南海北極出地一十五度夏至景在表南長一尺一寸六分晝五十四刻夜四十六刻(宋濂撰『元史』卷48、志卷第1、12葉。)

8 韓『前掲書』(註1)46～47頁。

9 黄任・他撰『泉州府志』卷56、国朝武迹。

10 韓『前掲書』(註1)67～68頁。

11 田澤佳昭「東シナ海における空間価値の変遷—東シナ海はいかにして「紛争の海」と化したか」『AURORA』(道都大学国際経営文化研究所)、no.12、2006年12月、55～88頁所収、57～58頁を参照。

12 東沙島の地名比定については、田澤佳昭「南シナ海問題の契機としてのプラタス群島問題」『道都大学紀要 経営学部』2005年3月、17～25頁(『中国関係論説資料』第51号第4分冊下、2011年3月、C51-7787採録)を参照。

13 『海道針經』[指南正法]南澳汽、康熙末[18世紀初] [向達校注『前掲書』(註2)121～122頁。] / 陳倫炯『海國聞見録』上卷、雍正8年[1830]、38～40葉 / 『廈門志』卷4、道光19年[1839]、34葉r。

14 楊炳南『海録』嘉慶25年[1820]、35葉1。

15 濱下武志「地政論—統治史からみた地域と海域」、濱下武志・川北稔編『支配の地域史』地域の世界史11、山川出版社、2000年、81～132頁所収、127頁。